

【小中一貫教育について】

○義務教育学校、小中一貫校の違い



○全国的な動向

これまで運用上行われてきた小中一貫教育の取組では、小・中学校が別々の組織として設置されていることから、教育主体・教育活動・学校マネジメントの一貫性の確保等に課題があり、小中一貫教育を効果的・継続的に実施していく上で就学年の固定化など一定の限界が存在するため、現場からも義務教育学校の制度化の要望が国に対して寄せられていた。文部科学省では、地域の実情に応じた柔軟な取組を可能とするために制度改正を行い、平成28年4月1日から、小中一貫教育として義務教育学校が設置可能となった。このことを受けて、北は北海道から南は鹿児島県まで義務教育学校が設置され、平成30年5月現在80校を超えてきている。